

4 法人税

4-1 課税状況

(1) 現事業年度課税状況

区分	法定事業年度分			清算確定分			税額合計	
	所得金額	所得に対する税額	税額	清算所得金額	清算所得に対する税額	税額		
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	
平成11年分	1,064,954	345,862	343,945	266	77	59	344,004	
12	1,215,340	347,348	347,722	258	72	64	347,786	
13	1,218,796	347,242	347,934	236	54	53	347,987	
14	1,037,050	294,081	294,944	620	164	141	295,086	
15	1,010,972	286,815	286,898	370	99	98	286,996	
16	998,397	283,709	276,369	399	124	133	276,502	
内国法人	普通法人	957,312	274,655	267,877	382	121	129	268,007
	人格のない社団等	796	188	188	—	—	—	188
	協同組合等	30,910	6,800	6,329	16	3	3	6,333
	公益法人等	9,375	2,064	1,973	—	—	—	1,973
外国法人	5	1	1	—	—	—	1	
合計	998,397	283,709	276,369	399	124	133	276,502	

調査対象等：平成16年2月1日から平成17年1月31日までの間に終了した事業年度分について、平成17年6月30日現在の事績を「法人税事務整理表（申告書及び決議書）」に基づいて作成した。

用語の説明：1 清算所得とは、法人が解散した場合における残余財産の価額が、解散の時の資本金額など（合併による解散の場合は特例計算がある。）と利益積立金額などとの合計額を超える金額のことをいう。

2 税額とは、所得（土地譲渡利益金を含む。）及び留保の金額に対する税額から、所得税額及び外国税額などの控除額を差し引いた税額をいう。

(2) 既往事業年度課税状況

区分	法定事業年度分			清算確定分			税額合計
	申告額	処理による増差税額のあるもの	処理による減差税額のあるもの	申告額	処理による増差税額のあるもの	処理による減差税額のあるもの	
事業年度数							
合計	3,752	60	525	—	—	—	—
うち内国普通法人	3,301	58	487	—	—	—	—
所得金額	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
合計	11,849	3,359	2,386	—	—	—	—
うち内国普通法人	10,319	3,350	2,263	—	—	—	—
税額	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
合計	3,377	1,011	822	—	—	—	4,459
うち内国普通法人	3,029	1,009	795	—	—	—	4,093

調査対象等：平成16年1月31日以前に終了した事業年度分について、平成16年7月1日から平成17年6月30日までの間に処理した事績を、「法人税事務整理表（申告書及び決議書）」に基づいて作成した。